

宮城県核燃料税交付金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、原子力発電施設の周辺の地域の振興と地域住民の福祉の向上を図るため、市町が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において宮城県核燃料税交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象市町)

第2 交付金の交付対象市町は、石巻市及び女川町とする。

(交付金の額)

第3 交付金の総額は、前年度の核燃料税の収入額の20パーセントに相当する額の範囲内で、予算に定める額とする。

2 交付対象市町ごとに交付する交付金の額は、それぞれ前項に定める交付金の総額の2分の1を限度とする。

(交付対象事業)

第4 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交付対象市町が地域の振興と地域住民の福祉の向上を図るために実施する事業で、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域振興計画作成等事業
- (2) 温排水関連事業
- (3) 公公用施設の整備、維持補修又は維持運営事業
- (4) 企業導入・産業活性化事業
- (5) 福祉対策事業
- (6) 地域活性化事業
- (7) 広報・調査等事業
- (8) その他知事が特に必要と認める事業

(交付率)

第5 交付金は交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）の10分の10以内の額とする。

(交付対象経費)

第6 交付対象経費は、交付対象事業の実施に要する経費のうち次に定める経費とする。

- (1) 事業費
 - ア 工事費
 - イ 用地費及び補償費

- ウ 調査設計費
 - エ 設備費
 - オ 調査費、広報費及び研修費
 - カ 維持運営費
 - キ 事業運営費
 - ク 附帯雑費
- (2) 補助金
 - (3) 出資金
 - (4) 貸付金
 - (5) 基金造成費 ((3)に掲げるものを除く。)
 - ア 事業運営基金
 - イ 施設整備基金
 - ウ 維持補修基金
 - エ 維持運営基金

(交付の申請)

第7 規則第3条第1項の規定による交付金の交付の申請（以下単に「交付金の交付の申請」という。）は様式第1号による交付申請書に様式第2号による事業計画書を添え、毎年4月1日から5月15日まで又は10月1日から10月15日までに知事に提出してするものとする。

2 交付金の交付の申請をしようとする者は、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額してこれをしなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第8 知事は、交付金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付することが適當と認めたときは、速やかに、規則第4条の規定による交付の決定をし、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により当該交付金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 知事は、第7第2項ただし書の場合における交付金の交付の申請があったときは、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、当該交付金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第9 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 第8第1項の規定による通知に係る事業（以下「交付金事業」という。）の内容の変更又は交付金事業に要する経費の配分の変更（交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に係る配分額のいずれか低い額の15%以内の範囲内で流用を行おうとする場合を除く。）をする場合においては、様式第3号を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 交付金事業を行うため締結する契約については、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によること。
- (3) 交付金事業を中止し又は廃止する場合においては、様式第4号を知事に提出し、その承認を受けること。
- (4) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付金調書（様式第5号）を作成しておくこと。

（申請の取下げ）

第10 交付金事業を行う者（以下「交付金事業者」という。）が規則第7条第1項の規定により申請を取り下げるに当たっては、様式第6号による交付申請取下届出書を知事に提出するものとする。

（状況報告）

第11 交付金事業者は、規則第10条の規定により知事が特に必要と認めて要求したときは、様式第7号による交付金事業実施状況報告書を知事が指定する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第12 規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書は、様式第8号によるものとし、その提出期限は、同条第2項ただし書の規定により、交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月20日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の4月30日）までとする。

- 2 交付金事業者は、規則第12条第1項及び前項の規定により実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額してこれをしなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により交付金事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

（交付金の額の確定）

第 13 知事は、第 12 第 1 項の規定による実績報告書を受理したとき（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合を除く。）は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。

（交付金の交付方法）

第 14 交付金は、規則第 13 条の規定による交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要があると認める場合には、交付金の全部又は一部について概算払により交付することができるものとする。

2 交付金事業者は、規則第 15 条及び前項の規定により交付金の交付を受けようとするときは、様式第 9 号の 1 又は様式第 9 号の 2 による交付金支払請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第 15 交付金事業者は、交付金事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 10 号により速やかに知事に報告し、知事の命令を受けて交付金を返還するものとする。

2 前項の交付金の返還の期限は、前項の規定による命令があった日から 15 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し）

第 16 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金事業者が第 9 に定める条件に違反した場合
- (2) 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付金事業者が第 11、第 12 又は第 17 の定めに違反した場合
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、交付金事業者が交付金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく知事の处分に違反した場合

（処分の制限を受ける財産及び期間）

第 17 規則第 21 条第 2 号及び第 3 号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が 50 万円以上のものとする。

2 規則第 21 条ただし書の規定により前項の財産が処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（交付金事業の経理）

第 18 市町は、交付金事業の経理について、交付金事業以外の経理と明確に区別し、その

収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておくものとする。

(書類の提出)

第 19 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各 1 部とする。

2 この要綱により知事に提出する書類の提出方法は、電子情報処理組織を用いて電磁的記録により行うことができる。

(その他)

第 20 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付等について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

1 この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 3 月 16 日から施行する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、

当該交付金にも適用するものとする。